

令和5年10月12日

特別退職者の募集等により実施する特別退職措置の廃止について(提案)

1 提案理由

今後、少子高齢化により生産年齢人口が減少していく中、本府では定年年齢を引き上げる等、これまで以上にベテラン職員の活躍が求められることから、特別退職措置の運用について見直す。

2 提案内容

特別退職措置要綱に基づき、特別退職措置を周知して特別退職者を募り、意向のあった職員に勧奨を行うことによって実施してきた特別退職措置について、廃止する。

<特別退職措置要綱に基づく特別退職措置の概要>

- 対象職員：① ②以外の職員 55歳以上 59歳以下の者
② 定年年齢が65歳である職員 60歳以上 64歳以下の者

○退職手当の基本額の概要

会計年度末日 の満年齢	内 容	
	退職手当条例適用条項	退職日給料月額又は特定減額前 給料月額に加算する率(%)
55歳(60歳)	第5条から第5条の3まで 及び 附則第44項から第46項まで	10
56歳(61歳)		8
57歳(62歳)		6
58歳(63歳)		4
59歳(64歳)		2

※カッコ内は、定年年齢が65歳である職員の会計年度末日の満年齢。

3 実施時期

令和6年4月1日

4 協議期限

令和5年11月9日